

重要事項説明書

1. 事業所の概要

【事業所名】訪問看護リハビリステーションしん

所在地：〒706-0151 岡山県玉野市長尾 759-1-105

事業所指定番号：岡山県指令長寿第 5190 号 3360490068 号

所長 連絡先：河原 麻耶 電話：0863-33-3267

【サテライト事業所名】訪問看護リハビリステーションしん岡山南

所在地：〒701-0221 岡山県南区藤田 651-11

連絡先：086-236-7659

※サービス提供地域：玉野市、倉敷市（児島支署管内）、岡山市、瀬戸内市

2. 事業所の職員体制

管理者 看護師 1 名

訪問看護師 常勤換算 2.5 名以上（サテライト事業所含む）

理学療法士等 必要数

事務員 必要数

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (注)お盆(8/13~8/15)年末年始(12/29~1/3)、 土日祭日はお休みとさせていただきます	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には契約により営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※天災・災害・施設や設備の故障、その他やむを得ない理由により訪問看護活動が提供できない場合はお休みとさせていただきます場合があります。

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護方法や療養指導
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 福祉用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇔ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0863-33-3267 (8:30~17:00)
FAX 番号	086-899-6380
担当者	管理者 河原 麻耶
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- 苦情受付窓口（その他）

介護保険法に基づく苦情申し立て先（各市町村関係機関含む）

- ・玉野市役所社会福祉部長寿介護課

〒706-8510 玉野市宇野1-27-1 電話0863-32-5534

（受付時間）午前8:30～午後5:15（土・日・祝・年末年始除く）

- ・倉敷市役所介護保険課

〒710-8565 倉敷市西中新田640 電話086-426-3343

（受付時間）午前8:30～午後5:15（土・日・祝・年末年始除く）

- ・岡山市役所保健福祉局介護保険課 管理係

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 電話086-803-1240

（受付時間）午前8:30～午後5:15（土・日・祝・年末年始除く）

- ・岡山県国民健康保険団体連合会

〒700-8568 岡山市桑田町17-5 電話086-223-8811
(受付時間) 午前8:30～午後5:00 (土・日・祝・年末年始除く)

・岡山県運営適正化委員会

〒700-0807 岡山市南方2-13-1 電話086-226-9400
(受付時間) 午前8:30～午後5:00 (土・日・祝・年末年始除く)

9. 事故発生時の対応

事業者はサービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。またサービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産の損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときはこの限りではありません。

10. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。また、サービス利用中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村等へ通報します。

- (1) 虐待防止に関する責任者（管理者：河原 麻耶）を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

11. 運営法人の概要

事業者	株式会社 フォレストクリエイツ
代表者	西川 英吾
所在地・連絡先	〒706-0151 岡山県玉野市長尾 759-1-105
事業所	訪問看護リハビリステーションしん 訪問看護リハビリステーションしん岡山南
管理者	河原 麻耶
所在地・連絡先	〒706-0151 岡山県玉野市長尾 759-1-105 〒701-0221 岡山県岡山市南区藤田 651-11

(以下余白)